

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第三百二十六号

鳥取県魚市場條例（昭和二十五年四月鳥取県條例第九号）
第四條第一項の規定により次のものを魚市場として昭和
二十六年四月一日登録した。

昭和二十六年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、申請者の住所氏名

鳥取市吉方七八三番地

鳥取県漁業協同組合連合会々長 田中信儀

二、市場の名称及び所在地

鳥取県漁業協同組合連合会鳥取魚市場

鳥取市魚町尻二〇番地

三、登録番号

第五号

四、登録期間

自昭和二十六年四月 一日
至昭和三十一年三月三十一日

◇鳥取縣告示第三百二十七号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
東伯郡花見村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当
する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定
する。

昭和二十六年七月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十六年八月一日から
昭和二十六年八月五日まで

本報ノ大キヤ...

鳥取縣公報 毎週 曜日發行(休日ニ當ル)

昭和二十六年七月二十七日
第二千二百三十七号

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

鳥取縣告示第三百二十八号

鳥取県衣料品小売業者諮問委員会規程(昭和二十二年九月鳥取県告示第四百十八号)は廢止する。

昭和二十六年七月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取縣告示第三百二十九号

造林臨時措置法第七條(昭和二十五年法律第五百十号)により次の通り造林計画を定めた。

昭和二十六年七月二十七日

鳥取県知事 西尾愛治

番 号	伐採跡地等の所在	地目	地 価	植 伐 樹 種	植伐完了期限	他の目的に使用される場合の林との調整事項	所 有 者 氏 名	住 所	住 所 氏 名	權利關係者 氏 名	備 考
1	東伯郡上中山村大字八重字萱尾の峯七八三ノ三	原野	一七九円	赤松	昭和廿八年十月三十一日		東伯郡上中山村大字八重一ノ二	山内 信哉			植栽面積 三反歩
2	狐ノ谷七五九	山林	四九三	赤松			〃〃〃一七四	奥田 秋三			四反歩
3	中垣七七七		一九八	赤松			〃〃〃一七七	山内 元長			二反歩
4	後谷東平七三一		四〇〇				〃〃〃一五二	末次 豊三			三反歩
5	陳場七三四		四九四				〃〃〃一五二				四反歩
6	清水谷六九九	原野	一八〇	杉			〃〃〃一四六	山崎雅良(代表者)			一反七畝歩
7	岩屋平七〇七ノ三二四〇		一六一	赤松			〃〃〃				一町二反歩

8	下大谷七一四ノ二		一八〇	赤松			〃〃〃				一町二反歩
9	字下大谷六七四		一八〇	松			〃〃〃				二四町歩
10	清水谷六九八	山林	四九五	赤松			〃〃〃二七〇	中井 輝知			八反歩
11	〃〃〃七〇四		四九三				〃〃〃				五反九畝歩
12	字岩屋ノ平七〇七ノ七〇	原野	一七一				〃〃〃一七〇ノ八	奥田 義人			八畝歩
13	大字羽田井字兩塔一、〇二九	山林	四〇四	赤松			〃〃〃	徳永 尙			四反七畝歩
14	字穴ヶ谷西平一、三六二、三〇八、一、三〇九		三二一				〃〃〃				一町一反八畝歩
15	字穴ヶ谷東平一、三三三		四〇五	杉、檜			〃〃〃				二反歩
16	字兩塔一、〇三〇		四〇四	赤松			〃〃〃一七一	徳永 憲司			五反三畝歩
17	〃〃〃一、〇三一		四〇四				〃〃〃				五反五畝歩
18	字貝塚一、〇四四ノ三		三九七				〃〃〃				二反歩
19	字後家作平一、〇二五ノ二		三二四				〃〃〃				三反三畝歩
20	字懸路下一、二五九ノ一		一七九	赤松			〃〃〃一八七	尾古 勳			二反歩
21	穴ヶ谷東平一、三一九		四〇五	赤松			〃〃〃				三反歩

22	〃字赤碓谷一、二八	〃	三四	赤松	〃	〃	石井垣二〇八	松信	博	〃	三反步
23	〃穴ヶ谷東峯一、三	〃	三四	〃	〃	〃	東積七五	当別当惣一	〃	〃	一反五畝步
24	〃穴ヶ谷西平一、三	〃	三四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一町二反步
25	〃字穴ヶ谷東峯一、	〃	四〇四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
26	〃字奥林原一、〇九	〃	一四四	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
27	〃字奥見下平ル一、	〃	一四七	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
28	〃字苗代原一、三六	〃	四〇二	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
29	〃字退休寺原一、四	〃	四〇五	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
30	〃字中山原一、四一	〃	一四四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
31	〃字中山原一、四一	〃	一四四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
32	〃字退休寺原一、四	〃	四〇四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
33	〃字退休寺原一、四	〃	四〇四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
34	〃字ト田方平ル一	〃	三四七	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
35	〃字退休寺原一、四	〃	一四四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
36	〃字一、四一八ノ二六	〃	一四四	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
37	〃大字東積字前ナル九	〃	四九一	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
38	〃大字樋口字山田三一	〃	三一四	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
39	〃大字石井垣字西平峯	〃	五八五	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
40	〃大字樋口字多門場三	〃	五八四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
41	〃大字退休寺字山の神	〃	四〇二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
42	〃大字石井垣字西平峯	〃	五八四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
43	〃字地堂平三一、	〃	五八三	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
45	〃大字退休寺字山王山	〃	四〇三	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
46	〃大字退休寺原字ヨザ	〃	三七八	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

34	〃字ト田方平ル一	〃	三四七	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
35	〃字退休寺原一、四	〃	一四四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
36	〃字一、四一八ノ二六	〃	一四四	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
37	〃大字東積字前ナル九	〃	四九一	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
38	〃大字樋口字山田三一	〃	三一四	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
39	〃大字石井垣字西平峯	〃	五八五	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
40	〃大字樋口字多門場三	〃	五八四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
41	〃大字退休寺字山の神	〃	四〇二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
42	〃大字石井垣字西平峯	〃	五八四	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
43	〃字地堂平三一、	〃	五八三	赤松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
45	〃大字退休寺字山王山	〃	四〇三	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
46	〃大字退休寺原字ヨザ	〃	三七八	杉	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
47	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
48	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
49	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
50	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
51	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
52	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
53	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
54	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
55	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
56	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
57	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
58	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
59	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
60	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
61	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
62	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
63	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
64	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
65	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
66	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
67	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
68	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
69	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
70	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
71	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
72	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
73	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
74	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
75	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
76	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
77	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
78	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
79	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
80	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
81	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
82	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
83	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
84	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
85	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
86	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
87	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
88	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
89	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
90	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
91	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
92	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
93	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
94	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
95	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
96	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
97	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
98	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
99	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
100	〃字三一四ノ一	〃	五八一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

29	字用谷四四〇ノ七	二七〇	赤松	大杉六一九	米田 壽雄	二反步
30	字奥山四五三ノ二	一二五	杉	一三八	山本 谷藏	一反五畝步
31	庵住谷三六三	四七二	杉、赤松	一三九	倉本 博崇	七反步
32	字餅谷四七三	二七三	潤葉樹	二五一	若松 眞市	五反步
33	字奥山四五三ノ二原野	一二五	杉	一四二	倉本 国重	一反步
34	字伊尾谷四〇六	二七〇	杉	一四五	今村 春藏	二反步
35	大字野田字大谷西 平五六四ノ一	二六九	針葉樹	野田三二九	源内 宗範	五反步
36	字金谷西平五〇四	二七四	杉	源内	源内	二反步
37	字和イ谷四七九	三六四	杉	源内	源内	五反步
38	字大谷東平五一二	二七一	杉	三〇八ノ三	源内 好道	一反步
39	字笹野谷五六七 ノ五八	八四七	杉	源内	源内	二反步
40	字五六七ノ五〇	八三二	杉	二九六	源内 豊茂	三反步
41	字用谷東平ラ五 四五ノ三	二一一	杉	六二六	米田 茂	二反步
42	字金谷東平四九 四	二七一	杉、潤葉樹	大杉一三七	小倉 鎮藏	八反八畝步
43	字細谷五五八	二七一	杉	幅永一三九	倉本 博崇	四反步

44	字笹ヶ谷五六七 ノ五九	八八四	杉	野田二九一	坂本 長市	二反步
45	字笹野谷五六七 ノ六七	八四七	杉	三〇六	山本 直一	三反步
46	字金谷西平五〇 五ノ四	二七七	杉	山田三四五	平野 初藏	二反步
47	字ヒエノ谷四五八	三六四	杉	野田一六一	川上 鉄藏	二反步
48	字細谷五六〇	二六九	杉	一五	岩本 直一	一反步
49	字笹ノ谷五六七 ノ一	八三二	杉	二九八	坂本藤十郎	五反步
50	五六七ノ六三	八四一	杉	三〇八	源内 茂壽	二反步
51	大字大杉字生田平八 七〇	二七〇	杉	大杉六三五	米田 正雄	六反步
52	字生田平八七六 ノ二九	一六四	杉	二〇五	久米 懋	二反步
53	八五九	二七四	赤松、杉	山田三三七	横山 喬成	六反步
54	字神主谷八〇五	三七六	杉	大杉四六九	池沢 利孝	三反步
55	八〇四	一二五	杉	六一一	米田 熊造	六反步
56	字市倉七九九ノ 五二	一六六	赤松	六一九	米田 平市	四反步
57	八〇五	三六七	杉、赤松	四八	池山 熊藏	二反步

89	〃〃〃〃	字上鎌谷七六六	山林	四六九	杉、檜	〃〃〃〃	四九八	手島	悉	〃	七反歩
90	〃〃〃〃	字神主谷八〇五	原野	五七五	杉	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	三反歩
91	〃〃〃〃	字生田平八七六	山林	六五四	〃	〃〃〃〃	福水一四〇	山本	儀平	〃	二反歩
1	〃〃〃〃	西伯郡光徳村大字東坪 字陣構二、四六三、四	原野	二七〇	赤松	〃〃〃〃	〃	光徳村 西伯郡 徳村大字 東坪八二	植栽 三町二反 八 面積 二畝歩	〃	〃
2	〃〃〃〃	二、四六三ノ三	〃	二七〇	〃	〃〃〃〃	〃	東坪部 近藤 力表	〃	〃	四町歩
3	〃〃〃〃	二、四六二ノ二	〃	二七〇	〃	〃〃〃〃	〃	西伯郡光徳村 大字東坪一、 一九三	木下昇 外四名	〃	〃
4	〃〃〃〃	字田ノ免一、八 九二	山林	四〇五	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	三反歩
5	〃〃〃〃	字御幸岩一、八 八八ノ二	〃	四〇四	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	一町九畝歩
6	〃〃〃〃	一、八八七ノ 二	畑	八二五	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	四反一畝歩
7	〃〃〃〃	一、八八七ノ一	〃	四〇五	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	三町歩

8	〃〃〃〃	一八八八ノ一	〃	四〇五	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	一町八反 五畝歩
9	〃〃〃〃	一、八九〇ノ二 畑	〃	三八八	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	五反八畝歩
10	〃〃〃〃	ノ一	〃	四〇五	〃	〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	二町歩

〓鳥取縣告示第三百三十号
次の土地はその公用を廃止する。
昭和二十六年七月二十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

記
所 在 元の地目 地 積
東伯郡上山村大字羽田井字向森一
五一地主 不認定 坪
同倉吉町瀬崎町字西家士町二七七
二ノ四 同 一八、八二
同所 河原町字法仙三、〇〇七ノ
一地先 水路 二一、九〇
同所 三、〇四四地主 同 八、四三

〓鳥取縣告示第三百三十一号
昭和二十三年鳥取県告示第五百十二号(美容店舗の等級
指定の件)は廃止する。
昭和二十六年七月二十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

〓鳥取縣告示第三百三十二号

昭和二十五年六月鳥取県告示第二百七十四号(玉うどん)の委託加工料金の統制額指定の件)は廃止する。

昭和二十六年七月二十七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

選挙管理委員会告示

鳥取縣選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された收支報告書の要旨は次の通りである。

昭和二十六年七月二十七日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

一、種類 政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

二、期間 自昭和二十六年一月一日 至 同 年四月三十日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	数	額	
因幡地区自由労働組合	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	昭二六、五、一一

救国青年連盟鳥取県本部	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、三〇
眞 政 同 志 会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、三〇
鳥取県 医 政 連 盟	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、三〇
鳥取県海外残留同胞引揚促進同盟	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、三〇
鳥取県小学校教職員組合	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、二五
鳥取県中学校教職員組合	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、二二
鳥取県東部地区労働組合	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一〇
同 協 議 会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 七、一三
鳥取県労働組合協議会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 同
鳥取県農業団体協議会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一〇
鳥取県農業協同組合連合会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一〇
鳥取県農政研究会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一〇
鳥 友 会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 同
日本共産党鳥取支部	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一六
同 赤碕地区細胞	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 六、二二
同 鳥取県委員会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一一
同 鳥取県因幡地区委員会	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、二八
同 鳥取県因幡地区委員会安部細胞	1	2,400.00	1	1,000.00	1	2,800.00	1	2,800.00	1	1,000.00	1	2,400.00	同 五、一〇

同	鳥取東伯地区委員会	三、五九〇、〇〇	1	1	三、五九〇、〇〇	1	1	三、五九〇、〇〇	1	同	五、一九
同	鳥取東伯地区委員会	七、九三三、〇〇	1	1	七、九三三、〇〇	1	1	七、九三三、〇〇	1	同	七、一一
同	東伯地区西郷細胞	五、五〇〇、〇〇	1	1	五、五〇〇、〇〇	1	1	五、五〇〇、〇〇	1	同	六、一一
同	日本社会党鳥取支部連合会	五、五〇〇、〇〇	1	1	五、五〇〇、〇〇	1	1	五、五〇〇、〇〇	1	同	五、〇〇
同	鳥取県支部連合会東部協議会	五、九六〇、〇〇	1	1	五、九六〇、〇〇	1	1	五、九六〇、〇〇	1	同	七、〇四
同	鳥取支部	五、九六〇、〇〇	1	1	五、九六〇、〇〇	1	1	五、九六〇、〇〇	1	同	五、一六
同	鳥取支部	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	同	五、二三
同	東伯支部	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	同	六、二一
同	米子支部	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	同	五、一〇
同	日本電気産業労働組合吉営業所分会	一、七三三、一〇	1	1	一、七三三、一〇	1	1	一、七三三、一〇	1	同	五、一六
同	米子営業所分会	六、七四一、六〇	1	1	六、七四一、六〇	1	1	六、七四一、六〇	1	同	五、一七
同	日本農民組合鳥取県連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、〇九
同	同鳥取県東部地区連合会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、〇八
同	松 柏 会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、二八
同	民主党鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、二六
同	民主青年協議会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、二六

同	大韓民国居留民團鳥取支部	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	1	二、四〇〇、〇〇	1	同	六、一五
同	和 会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	六、一五
同	自由党鳥取県支部	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、〇九
同	鳥取県支部因幡部会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、〇九
同	同鳥取県支部因幡部会岩美支会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	六、一三
同	鳥取県中部会	三、一〇〇、〇〇	1	1	三、一〇〇、〇〇	1	1	三、一〇〇、〇〇	1	同	五、一七
同	鳥取県西部部会	1	1	1	1	1	1	1	1	同	五、一七

四、主要な寄附者及び支出
寄 附 者

1、	因幡地区自由労働組合	三、〇〇〇、〇〇	1	1	三、〇〇〇、〇〇	1	1	三、〇〇〇、〇〇	1	同	五、一七
2、	鳥 友 会	二、〇〇〇、〇〇	1	1	二、〇〇〇、〇〇	1	1	二、〇〇〇、〇〇	1	同	五、一七
3、	日本共産党鳥取東伯地区委員会	二、〇〇〇、〇〇	1	1	二、〇〇〇、〇〇	1	1	二、〇〇〇、〇〇	1	同	五、一七

4、日本社会党鳥取県支部連合会				
二,000.00	一	松田 勝三	無職	米子市茶町
五,000.00	一	中田 吉雄	参議院議員	八頭郡若桜町
四,000.00	一	門田 定藏	同	東伯郡上北條村
三,000.00	二	足鹿 覚	衆議院議員	米子市灘町
一,000.00	一	妹尾 三男	鉄道員	同 道笑町
三,000.00	一	門脇勝太郎	会社員	東伯郡倉吉町越中町
一,000.00	一	鷺見 安壽	自転車卸商	同 倉吉町東岩倉町
5、自由党鳥取県中部会				
4、日本社会党鳥取県支部連合会				
六,000.00	一	田熊 一英	同	同 大誠村大字東園
七,000.00	一	山田 史郎	同	同 下北條村
五,000.00	一	小前 昭二	同	同 旭村大字助谷
四,000.00	一	岡崎 亀吉	同	同 倉吉町大字三朝寺
八,000.00	一	駒井 重夫	農業	同 倉吉町大字白谷
三,000.00	一	松岡 治	技術員	同 倉吉町塚町二丁目
二,000.00	一	徳田 忠雄	商業	同 倉吉町大字森
一,000.00	一	山本 輝男	同	同 旭村大字
二,000.00	一	竹歳 節男	農業	同 由良町大字由良宿

二、支 出

政党、協会その他の団体名				支出の総額	件数	支出の目的
1、鳥取県東部地区労働組合会議				三,000.00	三	事務費
2、鳥友会				四,000.00	二	借入金
3、日本共産党鳥取県委員会				三,000.00	二	役員会費
				三,000.00	一	結成費
				八,000.00	三	人件費
				五,000.00	一	借入金返済
4、同 鳥取県因幡地区委員会				三,000.00	一	日本共産党中国地方委員会党費
				五,000.00	三	人件費
5、同 鳥取県東伯地区委員会				一〇,000.00	四	日本共産党鳥取県委員会党費
				一,000.00	一	交通、通信費、自転車修繕費
6、同鳥取県西地区委員会				一,000.00	一	事務雑費
				四,000.00	二	人件費
				一,000.00	一	事務費
7、日本社会党鳥取県支部連合会				六,000.00	四	書記給
				一,000.00	一	事務所費

8、日本社会党鳥取支部	三六,〇〇〇.〇〇	二	日本社会党本部党費
	一三,〇〇〇.〇〇	一	支部大会費
	六,〇〇〇.〇〇	一	旅費
	一三,〇〇〇.〇〇	一	党費返納
	一〇,〇〇〇.〇〇	一	借入金返済
	一,五〇〇.〇〇	一	大会雜費
	一,六〇〇.〇〇	一	日本社会党県連党費
	二,六〇〇.〇〇	一	会議費
	五,五〇〇.〇〇	四	書記給
9、日本社会党米子支部	一,〇〇〇.〇〇	一	日本社会党県連党費
	一,三〇〇.〇〇	一	家賃
	一三,〇〇〇.〇〇	一	事務所手当
	四,〇〇〇.〇〇	一	電話費
	一,五〇〇.〇〇	一	雜費
10、自由党鳥取県中部会			

鳥取縣選舉管理委員會告示第五十七号

政治資金規正法第十三條第一項第一号第二号の規定により提出のあつた昭和二十六年四月二十三日執行の米子市長、市議會議員選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨に次の通り追加する。

昭和二十六年七月二十七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

- 一、種類 政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨
- 二、期間 政治資金規正法第十三條及びこれを準用する第十八條の規定による報告書
自昭和二十六年四月三十一日 至同 年四月二十三日 (米子市長、市議會議員選挙第一、第二回分)
- 三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び收支の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出の総額		一件千円以上の支出		一件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
日本共産党鳥取県西地区委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭二六、七、二二

四、主要な寄附者及び支出

- (一) 寄附者
- (二) 支出

(該当なし)